

# 第16回

日本茶インストラクター協会 埼玉県支部

## 総会資料



2017.03.18

# 日本茶インストラクター協会 埼玉県支部

## 第16回 通常総会

### 次 第

1. 開会
2. 支部長挨拶
3. 議長選出
4. 書記任命
5. 議事

第1号議案 平成28年度事業報告について

第2号議案 平成28年度収支決算報告について

第3号議案 役員改選について(案)

第4号議案 平成29年度事業方針(案)について

第5号議案 平成29年度事業計画(案)について

第6号議案 平成29年度収支予算(案)について

第7号議案 規約の改正(案)

第8号議案 要綱の改正(案)

6. 閉会

2017年3月現在 会員数 インストラクター 140 アドバイザー 122

# 第1号議案 平成28年度 事業報告

平成28年2月1日から平成29年1月31日まで

区分	開催日	活動内容	会場	主催	担当者	参加者数
個人	2月 9,10,12日	新座市立石神小学校食育	新座市立石神小学校（新座市）	新座市立石神小学校	奥富、他(3名)	105名
支部	2月14日	手揉み茶製造技術研修会	入間市農業研修センター（入間市）	埼玉県支部	安藤、他(3名)	13名
支部	2月14日	第1回役員会	入間市農業研修センター（入間市）	埼玉県支部	支部役員(4名)	4名
個人	2月26-28日	イケてる狭山茶 イケ茶の会 cool 茶“pan	カフェ箱庭 2Fギャラリー宇宙（鴻巣市）	茶龍路	森田、他(3名)	4名
支部	3月6日	入間市T-1グランプリ	入間市農村環境改善センター（入間市）	入間市茶業協会	安藤、森田(他3名)	53名
支部	3月14日	第2回役員会	(有)東阜横田園（狭山市）	埼玉県支部	支部役員(5名)	5名
支部	3月20日	埼玉県支部第15回通常総会	ウエスタ川越(川越市)	埼玉県支部	支部役員(5名)	31名
支部	3月20日	コミュニケーション研修・未来会議	ウエスタ川越(川越市)	埼玉県支部	支部役員(5名)	31名
支部	4月2-3日	新品种「おくはるか」の呈茶	所沢航空記念公園（所沢市）	埼玉県支部	川口、安藤、他(6名)	1600名
支部	4月17日	新狭山ハイツ春の集い	新狭山ハイツ(狭山市)	埼玉県支部	安藤、他(1名)	70名
支部	4月22日	JALいるま野講演会	JALいるま野所沢支店(所沢市)	JALいるま野	安藤、他(1名)	72名
支部	5月15日	はじめの一步研修	与野本町コミュニティーセンター（さいたま市）	埼玉県支部	今井、安藤、落合	11名
支部	6月4日	狭山茶摘み体験フェスタ	埼玉県茶業研究所(入間市)	埼玉県茶業協会	今井、安藤、他(14名)	364名
支部	6月19日	機械製造研修	(有)東阜横田園（狭山市）	埼玉県支部	横田、安藤、他(3名)	11名
支部	6月19日	第3回役員会	(有)東阜横田園（狭山市）	埼玉県支部	支部役員(3名)	3名
支部	7月3日	碾茶製造見学・抹茶体験研修	有限会社明日香(狭山市)	埼玉県支部	横田、安藤、他(3名)	31名
支部	7月29日	アリットこどもお茶大学	入間市博物館ALIT(入間市)	入間市博物館ALIT	今井、安藤、他(3名)	25名
支部	9月4日	英語研修	与野本町コミュニティーセンター（さいたま市）	埼玉県支部	山本、安藤、他(2名)	21名
支部	9月13日	第4回役員会	サイゼリヤ（さいたま市）	埼玉県支部	支部役員(5名)	5名
支部	10月1日	通信講座テキスト作成		朝霞市役所 地域づくり支援課	安藤、他(4名)	1000部
支部	10月16日	久喜市民まつり	久喜市中央公民館(久喜市)	久喜市民祭り実行委員会	伊藤、斎藤、他(6名)	160名
支部	10月19日	お茶料理研修会	狭山市中央公民館(狭山市)	埼玉県支部	野口、今井、安藤	10名
支部	10月23日	河越茶フィールドワーク研修	川越市内 各地	埼玉県支部	安藤	10名
支部	11月3日	外部講師研修-育種研修-	ウエスタ川越(川越市)	埼玉県支部	川口、他(6名)	22名
支部	11月11日	講演会	秋田県社会福祉会館(秋田県)	(社)秋田県栄養士会	安藤、山田	100名
支部	11月17日	消費生活セミナー	朝霞市中央公民館 調理室(朝霞市)	朝霞市役所 地域づくり支援課	安藤	20名
支部	11月23日	品種茶研修	与野本町コミュニティーセンター（さいたま市）	埼玉県支部	川口、他(6名)	24名
支部	11月28日	紅茶研修(講演・求評会)	埼玉県茶業研究所(入間市)	埼玉県茶業研究所、埼玉県支部	安藤	100名
支部	12月17日	第5回役員会	庄屋川越駅西口店(川越市)	埼玉県支部	支部役員、他(9名)	9名
平成29年						
支部	1月14日	新年お茶料理勉強会	Green Tea Restaurant 1899 御茶ノ水(千代田区)	埼玉県支部	川口、(他5名)	14名
支部	1月28日	二次試験直前勉強会	埼玉県茶業研究所(入間市)	埼玉県支部	安藤、(他5名)	12名
支部	1月30日	第1回食育研修会議	ウエスタ川越(川越市)	埼玉県支部	今井	18名

## 第2号議案 平成28年度収支決算

会計期間：平成28年2月1日～平成29年1月31日

収入の部 科 目	協会拠出金事業(A)		支部事業(B)		比較増減	摘 要
	決算額	予算額	決算額	予算額		
前期繰越金			152,709	152,709		
支部活動費 収益	597,452	570,000			27,452	
	570,000				570,000	東日本ブロックより
	27,452				27,452	〃(秋田・食育FJS)
外部活動 助成金			144,138	22,000	122,138	
			12,000		12,000	狭山茶摘み体験フェスタ
			10,000		10,000	アリットこどもお茶大学
			17,138		17,138	紅茶研修&求評会
参加者 負担金収益			105,000		105,000	朝霞市地域づくり
	347,500	430,000	263,500	160,000	21,000	
	28,500				28,500	役員会
	93,500				93,500	手揉み茶研修
	4,100				4,100	はじめの一步
	36,000				36,000	二番茶製造研修
	50,600				50,600	碾茶工場見学研修
	31,500				31,500	英語研修
	15,000				15,000	お茶料理研修
	40,000				40,000	河越茶フィールドワーク研修
8,500				8,500	外部講師研修(育種)	
39,800				39,800	品種茶研修	
			108,500		108,500	総会后懇親会
			29,500		29,500	狭山茶摘み体験フェスタ
			12,500		12,500	アリットこどもお茶大学
			27,400		27,400	紅茶研修&求評会
			85,600		85,600	二次試験対策直前勉強会
その他収入	21,296	-	18,685	-	39,981	寄付他
利息	22	-	1	-	23	ゆうちょ利息
合 計	966,270	1,000,000	579,033	334,709	210,594	

収入金額            ¥1,545,303


支出金額            ¥1,545,303

差引残高            0

平成28年度における収支決算について上記のとおり報告いたします。

平成29年3月 1日            会計    今井 久仁子 

平成28年度における業務並びに収支決算について監査の結果事実と相違ない事を認めます。

平成29年3月 1日            監事    山本 春菜 

支出の部 科 目	協会拠出金事業(A)		支部事業(B)		(単位：円)	
	決算額	予算額	決算額	予算額	比較増減	摘 要
人件費			58,000	-	58,000	
			5,000		5,000	アリットこどもお茶大学
			53,000		53,000	朝霞市地域づくり
旅費交通費	189,046	285,000	88,910	80,000	-87,044	
	105,000				105,000	役員活動費
	7,640				7,640	会員活動支援(イケ茶の会)
	37,640				37,640	航空公園おくはるか呈茶
	26,726				26,726	久喜市民まつり
	9,020				9,020	秋田栄養士会講演会
	3,020				3,020	食育事業
			5,620	5,620	朝霞市地域づくり	
			65,580	65,580	狭山茶摘み体験フェスタ	
			17,710	17,710	アリットこどもお茶大学	
会議費	126,587	170,000	155,000	100,000	11,587	
	30,908		155,000		185,908	第15回総会/懇親会
	40,173				40,173	第16回総会準備
	54,956				54,956	役員会
				550	食育事業	
試験・研修費	450,995	455,000	97,638	120,000	-26,367	
	135,135				135,135	手揉み茶研修
	20,072				20,072	はじめの一步研修
	24,944				24,944	二番茶製造研修
	39,415				39,415	碾茶工場見学研修
	20,251				20,251	英語研修
	17,578				17,578	お茶料理研修
	73,348				73,348	河越フィールドワーク研修
	34,506				34,506	外部講師研修(育種)
	27,441				27,441	品種茶研修
	21,160				21,160	新年お茶料理研修会
	14,931				14,931	食育事業
22,214		15,580		37,794	紅茶研修&求評会	
		82,058		82,058	二次試験対策直前勉強会	
通信費	43,904	50,000	2,084	-	-4,012	HP管理費、切手、弔電他
消耗品費	134,334	50,000	56,705	-	141,039	茶器購入、事務用品他
賃借料	10,000	10,000			-	茶器保管料
交際費	10,000	10,000			-	久喜市民まつり協賛金
支払手数料	1,404	2,000			-596	振込手数料
その他費用		2,709			-2,709	年度末精算他
次期繰越金	-	-	120,696	-	120,696	
合 計	966,270	1,034,709	579,033	300,000	210,594	

# 第5号議案 平成29年度事業計画（案）

平成29年2月1日から平成30年1月31日まで

開催日（予定）		内 容	会 場	備 考
29年	2月12日	手揉み茶製造技術研修会	入間市農業研修センター	埼玉県手揉茶保存会 18名参加
	2月12日	役員会	入間市農業研修センター	
	2月17～20日	鹿児島百円茶屋	越谷レイクタウン	鹿児島県茶業会議所 2970名
	3月5日	入間市T-1グランプリ	入間市農村環境改善センター	茶人(chat'T)主催 ・協力依頼
	3月9日	役員会	(有)東阜 横田園	
	3月18日	第16回 埼玉県支部通常総会	ウエスタ川越	
	3月18日	闘茶会のイロハ研修	ウエスタ川越	
	4月8、9日	所沢市民文化フェア呈茶	所沢航空記念公園	支部協力事業
	5月20日	はじめの一步研修	与野本町コミュニティーセンター	
	6月3日	狭山茶摘み体験フェスタ	埼玉県茶業研究所	茶業協会依頼
	6月中旬	二番茶製造研修	埼玉県茶業研究所(予定)	
	6月下旬	研修会(1)	未定	
	7月	碾茶製造研修会	(有)明日香	
	7月～9月	研修会(2)	未定	
	7月～9月	研修会(3)	未定	
	7月下旬	アリット こどもお茶大学	入間市博物館ALIT	入間市博物館より依頼
	10月上旬	アリット 秋のお茶まつり	入間市博物館ALIT	支部参加
	10月中旬	久喜市民祭り	久喜市中央公民館	支部協力事業
	10月～11月	研修会(4)	未定	
30年	1月	新年研修会	未定	
	1月	2次試験対策直前勉強会	埼玉県茶業研究所	県内一次通過者数次第
	2月	手揉み茶製造技術研修会	入間市農業研修センター	平成30年度事業

## 食育事業

29年	2月8、9日	新座市立石神小学校食育	新座市立石神小学校	72名
	3月30日	食育勉強会（2）	川越市南公民館	用具作成他
随時開催		勉強会・研修会・依頼事業		

随時開催	役員会・研修会・お茶料理事業		
	会員による勉強会・イベント開催		支部協力

## 第6号議案 平成29年度収支予算(案)

会計期間 平成29年2月1日～平成30年1月31日

収入の部 科 目	協会拠出金事業(A)		支部事業(B)		比較増減	摘 要
	本年度予算額	前年度予算額	本年度予算額	前年度予算額		
前期繰越金	-	-	120,696	152,709	-32,013	繰越金
支部活動費	670,000	570,000	-	-	100,000	東日本ブロックより
外部活動助成金	-	-	452,000	22,000	430,000	狭山茶摘み体験フェスタ アリットこどもお茶大学 鹿児島百円茶屋
参加者負担金収益	365,000	430,000	170,000	160,000	-55,000	役員会 手揉み茶研修 二番茶製造研修 碾茶工場見学研修 新年研修会 他研修会(4回開催予定) はじめての一步研修 お茶料理研修会 総会后研修会 河越茶フィールドワーク研修 総会后懇親会 アリットこどもお茶大学 二次試験対策直前勉強会
利息					0	
その他収入					0	
合 計	1,035,000	1,000,000	742,696	334,709	442,987	

支出の部 科 目	協会拠出金事業(A)		支部事業(B)		比較増減	摘 要
	本年度予算額	前年度予算額	本年度予算額	前年度予算額		
人件費	-	-	-	-	0	
会議費	160,000	170,000	110,000	100,000	0	県支部総会 役員会 茶業協会他 手揉み茶研修 総会后懇親会
事業費	795,000	740,000	550,000	200,000	405,000	役員活動費 手揉み茶研修 航空公園おくはるか呈茶 はじめての一步研修 二番茶製造研修 碾茶工場見学研修 アリット秋のお茶まつり 久喜市民まつり 会員活動支援 新年研修会 他研修会(4回開催予定) 食育事業 お茶料理研修会 総会后研修会 河越茶フィールドワーク研修 鹿児島百円茶屋 狭山茶摘み体験フェスタ アリットこどもお茶大学 二次試験対策直前勉強会
通信費	50,000	50,000			0	HP管理費、送料
消耗品費	90,000	50,000			40,000	茶器購入、印刷代、電池等
賃借料	10,000	10,000			0	茶器保管料
交際費	10,000	10,000			0	香典他
支払手数料	2,000	2,000			0	振込料他
その他の支出	696	2,709			-2,013	
合 計	1,117,696	1,034,709	660,000	300,000	442,987	

収入合計 (A+B) 1,777,696

支出合計 (A+B) 1,777,696

0

## 《日本茶インストラクター協会 埼玉県支部規約》

### (名称及び事務局)

第1条 この会の名称は、日本茶インストラクター協会埼玉県支部(以下『本会』という)と称し、事務局を埼玉県内に置き、所在地を本会代表者である支部長宅に置く。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と連携を図り、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会(以下『協会』という)並びに特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会東日本ブロックと連携して、茶文化の発展と会員の社会的地位向上のため活動する。

### (組織)

第3条 本会は次の資格を有するものを持って組織する。

- (1)協会が認定し、登録された埼玉県内に在住の日本茶インストラクター
- (2)協会が認定し、登録された埼玉県内に在住の日本茶アドバイザー
- (3)その他、本会が認めた者

但し、選挙権・議決権は本会所属の日本茶インストラクター、並びに日本茶アドバイザーの代表者が有する。又、被選挙権は日本茶インストラクターのみが有する。

### (事業)

第4条 本会は、規約第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携と協調に関すること
- (2) 会員の資質向上に関すること
- (3) 茶文化の普及・啓発に関すること
- (4) 茶に関する情報の収集と提供に関すること
- (5) 日本茶インストラクター並びに日本茶アドバイザー育成に関すること
- (6) 特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会並びに特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会東日本ブロック事業に関すること
- (7) その他、会の目的を達成するために必要な事項

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)支部長 1名
- (2)副支部長 1名以上
- (3)事務局 1名以上
- (4)会計 1名以上
- (5)監事 1名
- (6)事業運営スタッフ 1名以上
- (7)日本茶アドバイザー埼玉県支部代表 若干名

2 役員は協会運営規定に基づき選任する。

3 支部長並びに副支部長、会計は役員会の互選による。

4 監事は支部長が任命する。

5 事業運営スタッフとアドバイザー代表は役員会で選出し支部長が任命する。

6 役員会は(1)～(4)までの役員で構成し、必要のある時は他の役員を招集できる。

7 本会に顧問を置く事ができる。顧問は総会において推薦され支部長が任命する。

### (任期)

第6条 1 役員会の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員会の任期は就任後第2回目の通常総会の終了の時までとする。

3 補欠又は増員によって就任した役員会の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。



(職務権限)

- 第7条 支部長は本会を代表して会務を整理し、会議の議長となる。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代理する。
  - 3 会計は本会の経理を処理する。
  - 4 監事は本会の業務及び経理を監査する。
  - 5 事務局は本会の事務を処理する。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、支部長が必要と認める場合召集し、かつ開催する。
- 2 総会は毎年1回開催するものとし、役員会は支部長が必要と認める場合、そのつど開催する。
  - 3 会員の2分の1以上の要求があった場合、支部長は会議を開催しなければならない。

(総会の付議事項)

- 第9条 総会に付議する事項は次のとおりとする。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 事業計画及び収支予算並びに事業実績及び収支決算
  - (3) 役員を選任に関する事項
  - (4) 会費の賦課徴収に関する事
  - (5) その他、重要事項

(会議の運営)

- 第10条 総会は、議決権を有する構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数をもって議決権を行使することができる。
- 2 議決権を有する会員は、総会において書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(経費)

- 第11条 本会の経費は、会費及び助成金、寄付金、委託金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

- 第12条 本会の事業年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。

(雑則)

- 第13条 本規約に定めない事項については、そのつど臨時総会又は役員会で協議決定する。

附 則

この規約は、平成14年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月6日から施行する。

附則

この規約は、平成19年3月25日から施行する。

附則

この規約は、平成23年3月5日から施行する。

附則

この規約は、平成24年3月3日から施行する。

附則

この規約は、平成28年3月20日から施行する。

附則

この規約は、平成29年3月18日から施行する。

《日本茶インストラクター協会埼玉県支部運営要綱》

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本茶インストラクター協会埼玉県支部(以下『本会』という)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会員の資格)

第2条 会員の資格は、規約第3条に定めている者のほか、役員会が認めたものとする。

(変更、入会及び脱会)

第3条 埼玉県内に在住し、日本茶インストラクター協会に属する会員全員が入会する。

2 支部に登録してある氏名等の変更は、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会(以下『協会』という)に届け出るものとする。

3 脱会する者は協会に届け出るものとする。

4 入会・脱会、及び氏名等の変更は全て協会からの変更届を基にする。

(役員会)

第4条 役員会は次の事項を審議する。

(1)総会に付すべき事項

(2)規約第4条に定める事業の企画・立案及び推進に関する事項

(3)その他、支部の運営に必要と認めた事項

(連 絡)

第5条 会員への連絡はメール配信、埼玉県支部ホームページ、茶論等を活用して連絡する。但し、議決権の行使に関する委任状などを伴う総会等の開催については郵便物にて連絡する。

2 本会に所属するインストラクターは、本会のメーリングリストを利用、本会所属のインストラクター及びアドバイザーに連絡することができる。

連絡内容については

(1)茶に関連する講座及び研修の案内に関するもの

(2)県内外における茶文化の普及活動に際するスタッフの募集に関するもの

(3)その他、役員会が承認し、適切と判断されたもの

とする。

3 本会メーリングリストを使用する場合は本会事務局に申請する。

4 本会メーリングリストに登録してあるメールアドレスに変更があった場合、すみやかに事務局に届け出ること。

(埼玉県支部会員名簿について)

- 第6条 協会に従い、個人情報保護法のもと、支部会員名簿は作成しない。  
総会案内、その他会員の情報が必要な場合は、協会保存の名簿を支部長が貸与し円滑に事業が進められるようにする。
- 2 会員個人が名簿を作成する場合、本会は関与しない。

(情報の扱いについて)

- 第7条 本会で企画作成したHP、発行物、研修会資料、写真等の無断借用、転載を禁ずる
- 2 使用する場合は支部長の許可を得る  
ただし、企画者本人の使用については関与しない
- 3 本会事業で知り得た情報、写真等を個人使用した際に生じたトラブルについて  
本会は関与しない

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、支部の会務の執行に関し必要な事項は支部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月18日から施行する。

《日本茶インストラクター協会埼玉県支部 国内旅費規程》

(目的及び適用範囲)

第1条 この規定は、日本茶インストラクター協会埼玉県支部の会員が、埼玉県支部長の指示による会務のため国内に出張する場合の旅費について定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 この規定において旅費とは、次のものをいう。

- (1) 乗り物料金及び荷物運送諸費用
- (2) 旅費日当
- (3) 宿泊費

(旅費の計算)

第3条 旅費はもっとも経済的の通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、業務上の必要、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路または方法による旅行が困難な場合には、実際の経路によって支給することもある。

(乗物料金及び荷物運送諸費用)

第4条 乗物料金及び航空手荷物にかかわる運賃並びに諸掛費用は、その実費を支給する。ただし、多人数の旅費などのため、一律で支給した方がよいと支部長が判断した場合は、同一市内の場合、2,000円、同一県内の場合、5,000円とする。

(旅費日当)

第5条 旅費日当は、出張時(宿泊がないが、終日会務従事の場合を含む。)の食事費等の費用に充当されるものとし、宿泊数及び終日会務従事日数に応じて4,000円を支給する。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、その実費を支給する。ただし、早朝若しくは深夜の発着を余儀なくされ、余分の部屋代を要したときは、証票があるときに限りその実費を補償する。宿泊費は、その実費を支給する。ただし、早朝若しくは深夜の発着を余儀なくされ、余分の部屋代を要したときは、証票があるときに限りその実費を補償する。

(その他)

第7条 出張中負傷及び発病等のやむを得ない事故のために途中で日程以上の滞在をしたときは、事実の証明ができるものに限り、その間の日当及び宿泊料を支給する。

(協議処理)

第8条 特別な場合で、当規定により処理できないときは、協議の上埼玉県支部長がこれを決定する。

附則

この規定は、平成26年3月15日から施行する。